別記様式第３号（第11条関係）

業務休廃止届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

（申請者）
事務所の所在地
団体の名称
代表者氏名

災害対策基本法第33条の７第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１　休止又は廃止した被災者援護協力業務の種類

２　被災者援護協力業務を休止又は廃止した日

３　被災者援護協力業務を休止しようとする期間

４　被災者援護協力業務を休止又は廃止した理由

附　則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

○内閣府令第五十九号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の四第一項第一号、第三号及び第四号並びに災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第三号の規定に基づき、並びに災害対策基本法及び災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）を実施するため、災害対策基本法施行規則及び災害救助法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

災害対策基本法施行規則及び災害救助法施行規則の一部を改正する内閣府令

（災害対策基本法施行規則の一部改正）

第一条　災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（円滑な相互応援の実施に資する事項の定め）	［条を加える。］
第四条の二　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、他の災害応急対策責任者を迅速かつ的確に応援するため必要と認める場合には、あらかじめ、人材の確保及び育成並びに応援を行う体制の整備に係る事項について定めるものとする。	
（法第八十六条の八第五項の内閣府令で定める者等）	（法第八十六条の八第四項の内閣府令で定める者等）
第八条の二　法第八十六条の八第五項の内閣府令で定める者は、同項の被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。	**第八条の二**　法第八十六条の八第四項の内閣府令で定める者は、同項の被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。
2　法第八十六条の八第七項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。	2　法第八十六条の八第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。